

平成29年度文教予算のポイント(概要)

	27年度	28年度	29年度	(差額、伸び率)
文部科学省予算	53,378億円	53,216億円	53,097億円	(▲119、▲0.2%)
（うち、文教関係費）	40,676億円	40,557億円	40,428億円	(▲129、▲0.3%)
文教関係費(政府全体)	40,756億円	40,651億円	40,522億円	(▲129、▲0.3%)

給付型奨学金の制度概要

	内容
対象者	下記①、②の要件を満たす者(2万人) ①所得基準 住民税非課税世帯(児童養護施設出身者、生活保護世帯含む) ②推薦基準(下記ア又はイのいずれかを満たす者から、学校長が推薦) ア 十分に満足できる高い学習成績を収めている者 イ 教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、教科の学習で概ね満足できる学習成績を収めている者
給付額	国公立・自宅:2万円 国公立・自宅外、私立・自宅:3万円 私立・自宅外:4万円 ※社会的擁護を必要とする学生については、入学金相当額(24万円)を別途給付。 ※国立大学については、授業料減免制度を踏まえ、給付額を調整。
開始時期	30年度から本格実施 (経済的負担が特に厳しい「私立・自宅外」の学生等については、29年度より先行実施)

○ 大学生等向け奨学金の充実

- 給付型奨学金を創設し、29年度から先行実施。無利子奨学金については、低所得世帯の子供に係る成績基準を実質的に撤廃すると共に、残存適格者を解消。

○ 一億総活躍関係

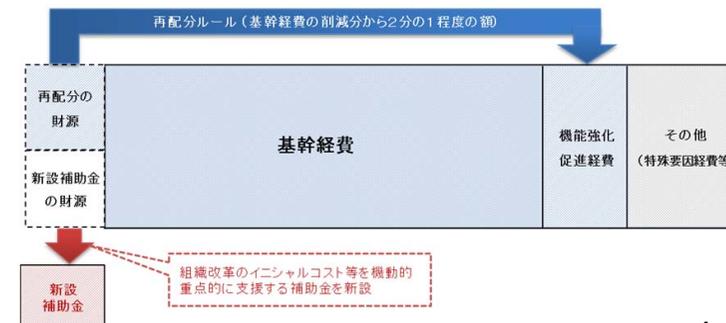
- 幼児教育無償化の推進、高校生等奨学給付金の拡充、「放課後子供教室」の拡充など、経済事情に左右されない教育機会の提供に配慮。

○ 義務教育費国庫負担金

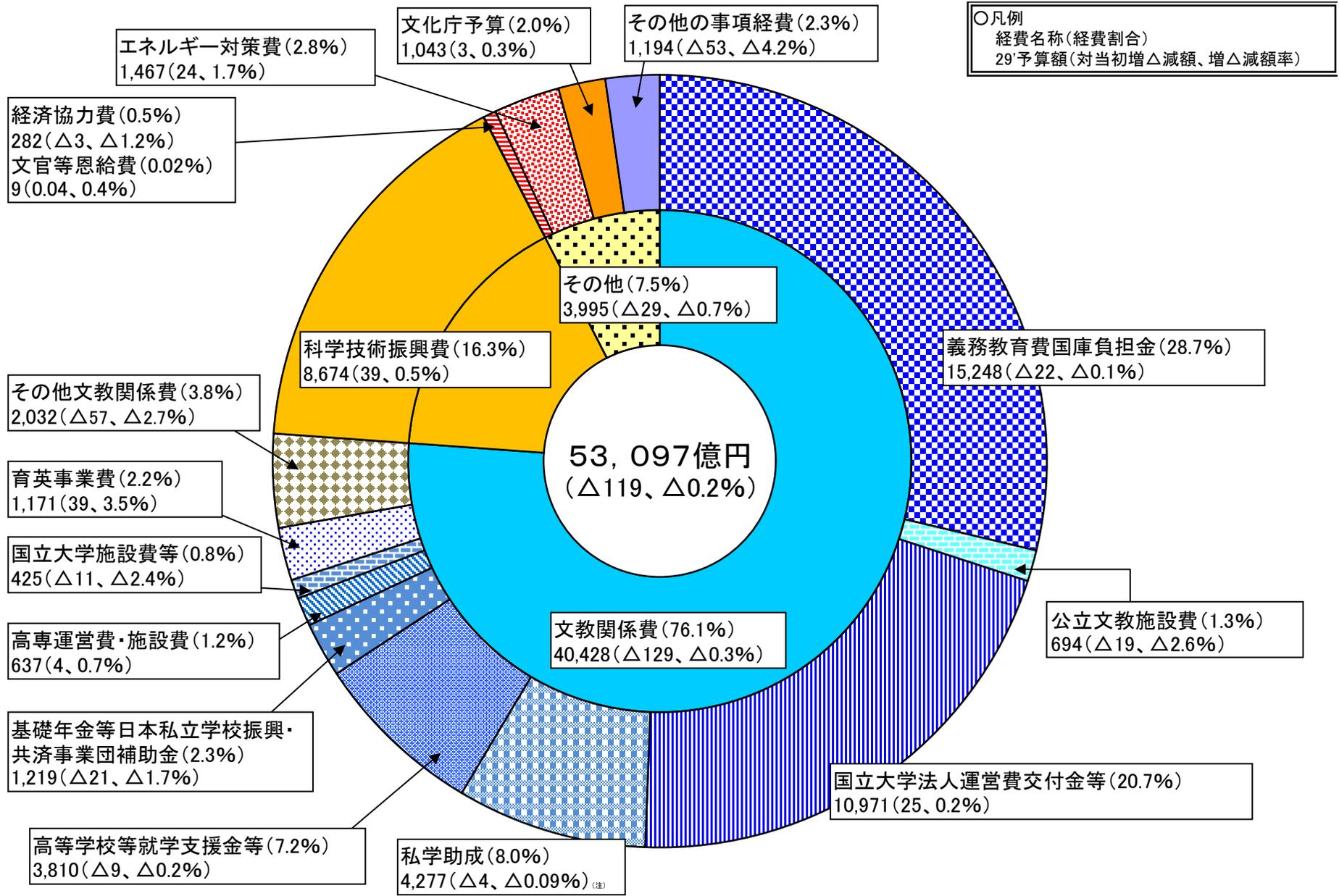
- 発達障害を持つ児童生徒や外国人児童生徒の急増といった学校現場が抱える諸課題に安定的に対応するため、「通級指導」や「日本語指導」等に係る教員について基礎定数化。

○ 国立大学法人運営費交付金等

- 教育研究基盤の安定のために前年度同程度の水準を確保する中で、メリハリのある配分を実施。合わせて授業料免除枠も拡充。



平成29年度 文部科学省予算（一般会計）



(注) 29'予算額については科学技術振興費を含む

◆ 文教予算のポイント

1 一億総活躍関係

学びのセーフティネットを構築し、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向け、低所得世帯の進学を後押しするため、給付型奨学金を創設し、29年度から先行実施するとともに、無利子奨学金について、低所得世帯の子供に係る成績基準の実質的な撤廃及び残存適格者の解消を行う。また、幼児教育の段階的無償化を進めるほか、高校生等奨学給付金の拡充、「放課後子供教室」の拡充等により、教育機会を確保しつつ、負担軽減を図る。

	28年度	29年度	
○給付型奨学金の創設		70億円	(新規)
<p>低所得世帯の子供たちの進学を後押しするため、給付型奨学金制度を創設し、30年度より本格実施（より経済的負担の大きい「私立・自宅外」の学生については、29年度より先行実施）。給付額は月3万円を軸に、支出実態等を基に国公私の別、自宅・自宅外の別に配慮する。なお、児童養護施設出身者には、初年度に入学金相当額（24万円）を別途給付することとする。</p> <p>また、財源については、奨学金体系の見直し、重複施策の縮減を含めた既定経費の見直しにより捻出する。29年度は、安定的な制度運用のため、(独)日本学生支援機構に基金を新設し、先行実施に係る学生への給付財源として70億円を計上。</p>			
○無利子奨学金の拡充等	880億円	⇒ 885億円	(+0.5%)
<p>無利子奨学金については、低所得世帯の子供に係る成績基準を実質的に撤廃すると共に、残存適格者を全て解消。これらの財源として、政府貸付金の増額による新規貸与者枠の拡充（+8,000人）のほか、安定財源を確保するまでの臨時的・過渡的な措置として、財政融資資金を活用した利子補給方式による対応を行う（成績基準の実質的撤廃：2万人、残存適格者の解消：1.6万人）。</p> <p>また、29年度から導入予定の「所得連動返還型奨学金制度」（マイナンバーを活用した奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する制度）について、システムの整備を28年度補正予算(第2号)で進める（28億円）。</p>			
○授業料減免対象者の拡大			
・国立大学法人運営費交付金	320億円	⇒ 333億円	(+4.0%)
・私立大学等経常費補助金	86億円	⇒ 102億円	(+18.2%)
<p>経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者等に対する授業料減免枠を拡大する。国立大学は約0.2万人増（約5.9万人→約6.1万人）、私立大学は約1万人増（4.8万人→5.8万人）。</p>			

○幼児教育無償化の推進 323 億円 ⇒ 334 億円 (+3.6%)

低所得世帯及びひとり親世帯等の負担軽減策の拡充を行う。

具体的には住民税非課税世帯の第2子について無償化することとし、年収約360万円未満世帯の第1子について、保護者負担額1万6,100円から1万4,100円に引き下げ、第2子について、8,050円から7,050円に引き下げることにする。更に、年収約360万円未満世帯のひとり親世帯等について、保護者負担額を7,550円から3,000円に引き下げることにする。

○高校生等奨学給付金の拡充 131 億円 ⇒ 136 億円 (+3.8%)

高校生等に係る授業料以外の教育費について、各都道府県が実施する高校生等奨学給付金事業を支援(補助率1/3)。市町村民税非課税世帯(全日制等)の第1子への給付額について、国公立(5万9,500円→7万5,800円)、私立(6万7,200円→8万4,000円)ともに拡充する(第2子以降は既に国公立12万9,700円、私立13万8,000円となっている)。

○学校を核とした地域力強化プラン 68 億円 ⇒ 69 億円 (+1.5%)

まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成する観点から、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開するための支援を行う。

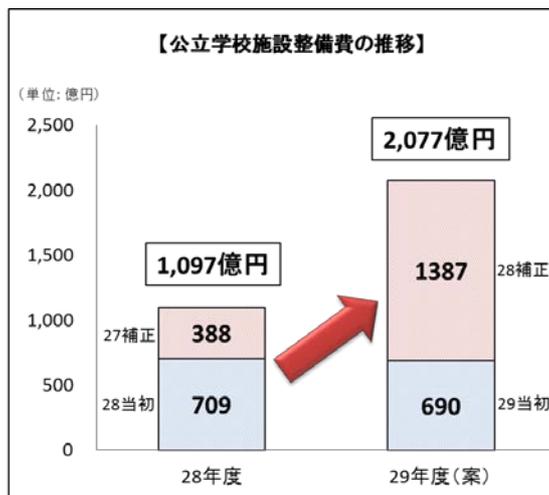
特に、地域住民等による小学校での放課後の学習支援、体験機会の提供及び居場所づくりを行う「放課後子供教室」を1万5,500箇所から1万7,750箇所へと+15%拡充。また、学習が遅れがちな中高生等の無料の学習支援を行う「地域未来塾」を3,100箇所から3,700箇所へと+19%拡充。

○公立学校施設整備(災害復旧費除く) 709 億円 ⇒ 690 億円 (▲2.6%)

28年度までに公立小中学校の施設の耐震化対策は概ね完了(98%以上)。

そのため、吊り天井の落下防止などの非構造部材の耐震化、トイレ、空調設備等の老朽化対策などを中心に学校施設整備を推進。

28年度補正予算(第2号)(1,387億円)と合わせて合計約2,100億円と、前年度(27年度補正予算と28年度当初予算で合計約1,100億円)を上回る予算を確保。



2 教育環境の整備・質の向上

教職員定数については、少子化の進展や学校統廃合の進展を適切に反映しつつ、発達障害等を持つ児童生徒に対する通級指導や外国人児童生徒に対する日本語指導のための教職員の安定的な配置等を図るため、加配定数の一部について基礎定数への移行を行う。

一方、外部人材を有効に活用するため、「チーム学校」「学校を核とした地域力強化プラン」に関する施策の拡充を行う。また、教育の「質の向上」の観点から、教員研修のための予算を拡充しつつ、教育効果等に関しエビデンスに基づくPDCAサイクルを徹底するため、教育政策に関する実証研究を推進する。

	28年度	⇒	29年度	
○教職員定数の適正化	15,271億円		15,248億円	(▲0.15%)
	<ul style="list-style-type: none"> ・「基礎定数」(義務標準法に基づき、学校数や学級数に応じて算定されるもの)については、少子化の進展を反映。また、学校統廃合の更なる進展による定数減も反映。 ・「加配定数」(教育上の特別な配慮などの目的で配置するもの)のうち、児童生徒数等に連動する以下の区分について、学校現場の抱える諸課題への安定的な対応等のため、基礎定数化する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 発達障害等を持つ児童生徒への通級指導 (+452人) ② 外国人児童生徒等に対する日本語指導 (+47人) ③ 初任者研修 (+75人) ④ 指導方法工夫改善の一部 (▲101人) (注) ①～③については、平成38年度までの10年間で順次基礎定数化。 ・上記のほか、小学校の専科指導の充実、学校統廃合等に係る支援等のため、加配定数の拡充を行う。(+395人) <p>上記の結果、教職員定数全体を29年度68.8万人(対前年度比▲3,282人)とし、併せて、28年人事院勧告や教職員の若返りなどの効果を適切に反映する(対前年度比▲22億円)。</p>			

<29年度予算における加配措置の概要>

加配事項	人数(増)	考え方
専科指導の充実等	+175人	<ul style="list-style-type: none"> ・専科(音楽、図工、体育等)の加配定数は全国で1,134人。現状では担任外教員等が担当。 ・29年度は小学校英語の教科化等に向けた体制整備のために必要な加配定数を措置(+165人)。 ・その他、アクティブ・ラーニングによる授業改善のための加配定数を措置(+10人)。
貧困による教育格差の解消	+50人	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護・準要保護世帯の児童・生徒数は近年、高い割合(約15%)で推移。 ・家庭訪問などきめ細かい対応を行う観点から要保護、準要保護世帯の割合が多い学校へ重点的に加配措置。

いじめ・不登校等への対応	+25 人	・増加傾向にあるいじめや不登校問題などへのきめ細かい対応を行うため加配定数を措置。
学校統廃合、小規模校に係る支援	+75 人	・毎年全公立小学校の1%程度、中学校の0.5%程度が統廃合しているが、現在でも小学校の46%、中学校の51%が法令上の適正規模（12～18学級）に達していない状況。そうした中、27年1月の「適正規模・配置の手引」を踏まえ、今後も統廃合が進んでいく見込み。 ・それを踏まえ、統合前の業務量の増や、統合後の児童生徒へのきめ細かな指導に対応する加配定数を措置。
養護教諭・栄養教諭・学校事務職員の充実	+70 人	・教師がより授業や生徒指導に専念できる環境を整備する観点から、学校の事務職員等（+70人）の拡充による学校マネジメント機能の強化等を実施。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充 55 億円 ⇒ 58 億円 (+5.8%)

いじめや不登校などに対応する観点から、スクールカウンセラーの配置について2万5,500校から2万6,000校へと拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーについても、3,000人から5,000人へと配置を拡充する。

(参考) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置目標

- ・スクールカウンセラー：31年度までに全公立小中学校(2万7,500校)に配置
- ・スクールソーシャルワーカー：31年度までに全ての中学校区(約1万人)に配置

○補習等のための指導員等派遣事業 47 億円 ⇒ 46 億円 (▲3.2%)

教師業務のアシストや補充学習などのため、退職教員や教員志望の大学生等をサポートスタッフとして学校に配置する事業。行革推進会議「秋のレビュー」のとりまとめを受け、他の類似事業との重複排除等の観点からサポートスタッフの配置について効率化を図る(▲400人)。

○帰国・外国人児童生徒等教育の推進 2.3 億円 ⇒ 2.6 億円 (+12.6%)

公立の小・中・高等学校に在籍する帰国児童生徒や外国人児童生徒等に対する日本語指導体制や、外国人の子供の就学促進のため、学校外における日本語指導や教科指導等の支援体制の充実を図る。

○教育政策形成に関する実証研究 0.5 億円 ⇒ 0.6 億円 (+22.7%)

有識者や意欲ある自治体の協力を得つつ、時代の変化に対応した新しい教育への取組、いじめ・不登校、子供の貧困等の学校の課題に関する状況や、それらの課題に対応するための指導体制の在り方など、教育政策の効果を評価するための中短期の実証研究を実施。新規調査件数を1件拡充(3件→4件)。

○インクルーシブ教育システム推進事業 10 億円 ⇒ 15 億円 (+45.0%)

インクルーシブ教育システムの推進に向けた取組として、看護師などの特別支援教育専門家の配置や特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備等を行う自治体を支援する。

特に、医療的ケアのための看護師について、1,000人から1,200人へと配置を拡充するとともに、発達障害の可能性のある児童生徒に対する指導・情報提供を専門的な観点から行う「発達障害支援アドバイザー」を新たに74人配置する。

○道徳教育の推進 15 億円 ⇒ 20 億円 (+34.1%)

道徳教育については、27年3月に学習指導要領の一部が改訂され、「特別の教科 道徳」と新たに位置づけられた。30年度から全面実施されることに伴い、小学校で使用される「特別な教科 道徳」の教科書が無償給与するための措置を講ずる。

また、改訂学習指導要領を踏まえた効果的な指導方法等にかかる教員等の研究協議会を各地域で開催するとともに、各地域の特色を生かした道徳教育を推進するため、外部講師の活用等の取組などの支援を行う。

○学校現場における業務改善加速事業 1.3 億円 ⇒ 2.3 億円 (+81.6%)

教員が子供たちと向き合う時間を確保するため、学校現場における業務改善の取組を一体的・総合的に推進する。

特に、業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域(20地域)を指定し、業務改善の加速及び教職員や業務アシスタント等の人的配置状況と業務改善の関係について、実践研究を実施し、具体的なノウハウや成果を分析し、全国に発信し普及に取り組む。

○私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業 12 億円 (新規)

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関して、年収400万円未満の低所得世帯に属する児童生徒について、授業料負担の軽減を行いつつ、義務教育において私立学校を選択している理由や家庭の経済状況等について実態把握のための調査を実施。

【特記事項】

○「子供の学習指導」(「秋のレビュー」への対応) 121 億円 ⇒ 120 億円 (▲0.4%)

以下の4事業については、行革推進会議「秋のレビュー」において、①事業の評価を適切に行うため、それぞれの事業の成果目標を明確に設定すべき、②それぞれの事業間の連携及び重複排除を行い、事業間の資金配分について効率化を図るべき、との指摘があったところ。

- ・学校を核とした地域力強化プラン (P.5の再掲)
- ・補習等のための指導員等派遣事業 (P.7の再掲)
- ・帰国・外国人児童生徒等教育の推進 (P.7の再掲)
- ・理科教育等設備整備費補助等

こうした指摘を受け、29年度においては、各事業間のサポートスタッフの配置について連携及び重複排除を行い、一部事業においてスタッフ数の削減を実施することで、4事業全体として合理化及び効率化を図る。

3 大学力向上のための大学改革の推進等

国立大学法人運営費交付金等については、教育研究基盤の安定のために前年度同程度の水準を確保する中で、メリハリのある配分を実施。合わせて授業料免除枠も拡充。

私立大学等経常費補助については、建学の精神や特色を生かした教育研究改革、経営改革に取り組む大学等に対し重点的に支援を行うために前年度同額を措置。その中で、授業料減免を行う大学等への支援を拡充する等、メリハリのある配分を実施。

	28年度		29年度
○国立大学法人運営費交付金等	10,945億円	⇒	10,971億円 (+0.2%)

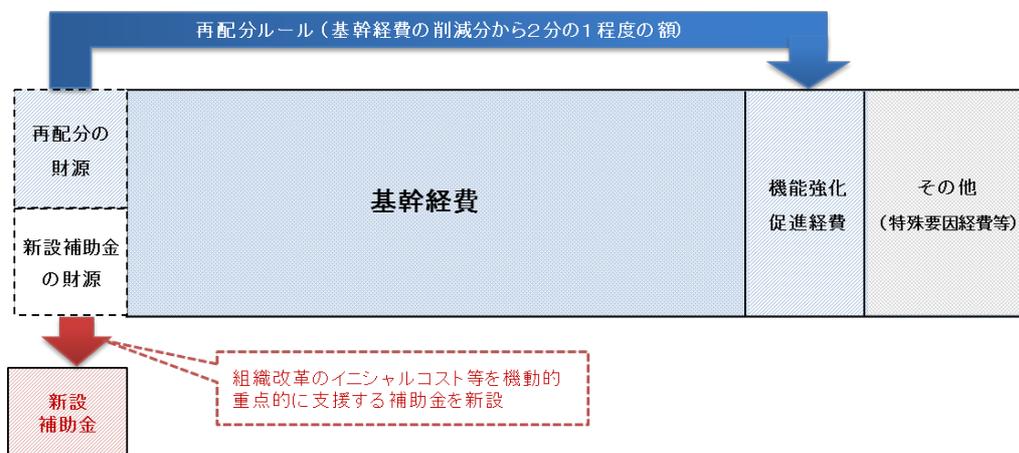
今後も国立大学が高い質を確保しながら、自立的、持続的な経営を進めていくためには、各国立大学のもつ強み、特色を最大限に活かすことが必要。このため、国立大学法人運営費交付金等については、第3期中期目標期間を通じて、各国立大学の取組構想の進捗状況を確認し、予め設定した評価指標に照らして適切に評価し、評価結果に基づくメリハリのある配分を継続して行うことにより、国立大学の改革を国として強力に後押しすることが必要である。

こうした観点から、29年度予算においては、各国立大学自らの改革への取組を一層加速させるため、29年度から実施する再配分ルールに基づき、メリハリのある配分を行うとともに、運営費交付金の一部の財源を活用して、組織改革のイニシャルコスト等を機動的・重点的に支援する補助金（45億円）を新設する。

また、教育費負担の軽減を図るため授業料免除枠を拡充（約5.9万人→約6.1万人）する。（P.4の再掲）

こうした新設する補助金を含めた国立大学法人運営費交付金等は、概ね前年度同程度の水準を確保（+25億円）。

<運営費交付金の再配分ルール>



○私立大学等経常費補助 3,153 億円 ⇒ 3,153 億円 (前年同)

私立大学についても、国立大学同様、経営力の強化に向けた改革を進めていく必要がある。そのため、教育研究や財務・経営状況、情報公開などの成果・改革努力に応じたメリハリのある配分を徹底することとし、改革を加速する。

◆ スポーツ関係予算のポイント

(単位：億円)

項目	28年度	29年度	28' → 29' 増減
スポーツ庁予算	260	289	+29 (+11.1%)

※文部科学本省に計上される関連施設の整備を含めたスポーツ関係予算全体は、334 億円 (対前年度比+3.2%)。

1 選手強化の推進と環境整備

○競技力向上事業 28年度 87 億円 ⇒ 29年度 92 億円 (+5.2%)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、各競技団体が行う選手強化活動・コーチの設置等を支援するとともに、次世代アスリートの発掘・育成等を進める。

○ナショナルトレーニングセンターの拡充整備 2.0 億円 ⇒ 36 億円

ナショナルトレーニングセンターについて、パラリンピック競技の使用も想定した拡充整備を行い、トップアスリートの集中的・戦略的なトレーニングを支援する。

2 ドーピング防止活動の推進、アスリート支援

○ドーピング防止活動推進事業 28年度 1.6 億円 ⇒ 29年度 2.0 億円 (+26.8%)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、国際競技大会に対応できるドーピング検査員等の育成や、最新の検査手法の研究開発等を行う。

○女性アスリートの育成・支援プロジェクト 3.8 億円 ⇒ 3.9 億円 (+2.1%)

女性特有の課題に着目した調査研究や、医・科学サポート等の支援プログラム、産婦人科医等に向けた女性スポーツ医学の普及啓発プログラムを行う。

○スポーツキャリアサポート戦略 0.3 億円 ⇒ 0.4 億円 (+19.2%)

アスリートのキャリア形成について、スポーツ団体や大学等の関係者が連携・協働して支援する体制を構築するとともに、セカンドキャリア充実のための取組を行う。

3 スポーツ施策の総合的な推進

- | | | | |
|---|--------------|--------------|------|
| | 28 年度 | 29 年度 | |
| ○スポーツ人口拡大に向けた官民連携プロジェクト | | 0.9 億円 | (新規) |
| 誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、健康な生活を送れるよう、官民連携によりスポーツ人口の拡大に向けた普及啓発活動を推進する。 | | | |
| ○スポーツ産業の成長促進事業 | | 1.3 億円 | (新規) |
| スポーツ団体の経営人材育成や、新たなスポーツビジネスの創出等を通じて、スポーツ産業の自立的好循環を実現するとともに、スポーツ市場規模の拡大を図る。 | | | |

◆ 文化庁予算のポイント

文化芸術立国の実現に向け、かけがえのない文化財の保存、活用及び継承等や地域の文化芸術資源を活用した先進的な取組等への支援に重点化。これらの取組を通じ、文化財が魅力ある観光資源として活用されることも推進。

(単位：億円)

項目	28 年度	29 年度	28' → 29' 増減
文化庁予算	1,040	1,043	+3 (+0.3%)

(28 年度補正予算(第 2 号)で 37 億円計上)

- | | | | |
|--|--------------|--------------|---------|
| | 28 年度 | 29 年度 | |
| ○文化財建造物の保存修理等 | 106 億円 | ⇒ 116 億円 | (+9.5%) |
| (28 年度補正予算(第 2 号)で 23 億円計上) | | | |
| 木造文化財建造物、並びに煉瓦、鉄筋コンクリート造等の近代化遺産建造物の修理等を支援する。 | | | |
| ○美しい日本探訪のための文化財建造物魅力向上促進事業 | | 3 億円 | (新規) |
| 文化財建造物の外観、内装(公開部分)を美しく保つ事業を支援する。 | | | |
| ○観光拠点形成重点支援事業 | | 4 億円 | (新規) |
| 歴史文化基本構想策定地域や他のモデルとなる優良な取組を行う地域に対し、文化財修理や活用の取組を重点的に支援する。 | | | |
| ○文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業 | 28 億円 | ⇒ 30 億円 | (+6.1%) |
| 地方自治体が、地域の文化芸術資源(現代アート・メディア芸術・工芸など)を活用し、芸術団体や大学及び産業界等と連携して実施する地域経済の発展等にも繋がる先進的な取組等を支援する。 | | | |

「次世代の学校」指導体制実現構想 (平成29~38年度までの10ヶ年計画)

文部科学省資料

「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要な不可欠な教職員の配置充実を図る。特に、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「通級による指導」や外国人児童生徒等への特別な指導に必要な教員について、対象児童生徒数に応じた基礎定数による措置へ転換し、指導体制を安定的に確保する。【義務標準法の改正】

《義務教育費国庫負担金》 平成29年度要求額：1兆5,185億円(対前年度 ▲86億円)

- ・教職員定数の改善 +65億円(+3,060人)
- ・メリハリある給与体系の推進 +3億円
- ・教職員定数の自然減 ▲67億円(▲3,100人)
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲87億円

(参考)被災した児童生徒のための学習支援として前年同(1,000人)で要求【復興特別会計】

◀ ▶内はH38年度までの改善予定数

3,060人◀29,760人▶

☆教職員定数の改善

1. 学習指導要領改訂による「社会に開かれた教育課程」の実現 **580人**◀8,160人▶

- ①小学校専科指導(外国語・理科・体育など)の充実 **330人**◀1,260人▶
- ②主体的・対話的で深い学びの充実(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善) **250人**◀6,900人▶

2. 多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育 **2,030人**◀14,650人▶

- ①発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実 **890人**◀8,900人▶
- ②外国人児童生徒等教育の充実 **190人**◀1,900人▶
- ③貧困等に起因する学力課題の解消 **400人**◀1,000人▶
- ④いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 **400人**◀1,850人▶
- ⑤統合校・小規模校への支援 **150人**◀1,000人▶

①、②については、**基礎定数化**
対象児童生徒数に応じた算定により、**安定的・計画的な教員採用・配置を促進**

3. 「次世代の学校・地域」創生プランの推進 **450人**◀6,950人▶

- ①教員の質の向上に向けた指導教諭の配置促進 **50人**◀200人▶
- ②「チーム学校」の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備
・学校事務職員 ・養護教諭 ・栄養教諭等 **300人**◀6,450人▶
- ③提案型「先導的実践加配制度」の創設 **100人**◀300人▶
全国的な教育課題の解決に寄与する先導的な教育政策の実証研究を促進

■今後の教職員定数の見通し

区分	H29~H38	うちH29
定数改善 (a)	29,760	3,060
自然減 (b)	▲45,400	▲3,100
差し引き増減 (a+b)	▲15,640	▲40

「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた**予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定**

※厳しい財政状況を勘案し、真に必要な性の高い事項に限定することにより、**国民に追加的な財政負担を求めないように最大限努める。**

☆教員給与の改善 部活動指導業務手当の改善：3,000円→3,600円(H30.1~) 等

メリハリある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、休養日の設定など部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、土日の部活動指導業務に係る手当を引き上げ

次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

文部科学省資料

【義務教育費国庫負担金】 平成29年度予算案:1兆5,248億円(対前年度▲22億円) ※教職員定数の増減は、平成29年度単年の増減
 (・教職員定数の改善 +19億円(+ 868人) ・部活動手当の改善等 +3億円 ・教職員の若返り等による給与減 ▲ 88億円)
 (・教職員定数の自然減等 ▲89億円(▲4,150人) ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円 ・人事院勧告の反映による給与改定 +136億円)

- **次期通常国会に義務標準法改正案を提出予定。**平成29年度～38年度の10年間で、**加配定数**(平成28年度約6万4千人)の**約3割を基礎定数化**。これにより、
 - － 地方自治体による、教職員の**安定的・計画的な採用・研修・配置**に寄与。
 - － **発達障害等の児童生徒への「通級による指導」**や、**日本語能力に課題のある児童生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制**を充実。
- **加配定数の増(395人)**により、小学校における**専科指導**等に**必要な教職員定数**を充実。

基礎定数 (学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。)
+473人 (少子化等に伴う定数減▲4,150人)

10年間で段階的に実施

- **通級による指導の充実 +602人**
 - － 1対13(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対16.5*)
 - － 加えて、へき地や通級指導対象児童生徒の少ない障害種(弱視等)への対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
 ※基礎定数化に伴う「政策減」(特別支援学級から通級指導への移行)として、▲150人
- **外国人児童生徒等指導の充実 +47人**
 - － 1対18(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対21.5*)
 - － 加えて、散在地域の対応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
- **初任者研修体制の充実 +75人**
 - － 1対6(対象教員)の割合で措置 (現状 1対7.1*)
 (*いずれも平成28年度推計値)
- **指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人(**)**
 - － 約41,000人のうち約9,500人を基礎定数化。
 (**児童生徒数の減少に伴う減)

義務標準法の改正により追加

基礎定数化

加配定数 (政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分。)
+395人

特別支援教育	—	
児童生徒支援	いじめ・不登校等への対応 +25人 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人 統合校・小規模校への支援 +75人	
研修等定数	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善 +10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究加配」として50人確保	
養護教諭、栄養教諭等		+10人 +10人
事務職員	+50人 (共同事務室(仮称)等、共同事務実施体制の強化)	
指導方法工夫改善	小学校専科指導の充実 +165人	

給与関係: 土日の部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、部活動手当(4時間程度)を3,000円→3,600円 等(予算総額±0円)

平成29年度からの学校図書館関係の地方財政措置

現 状

- 図書整備については、平成24年度から開始した「学校図書館図書整備5か年計画」において毎年度約200億円、総額約1,000億円の地方財政措置が講じられ、学校図書館図書標準を達成した学校の割合は増加したが、十分な水準には達しておらず、古い図書が保有されている状況もある。【達成校の割合：小学校56.8%→66.4%、中学校47.5%→55.3%（平成23年→27年）】
- 学校図書館に新聞を配備している学校は、小学校で41.1%（平均1.3紙）、中学校で37.7%（平均1.7紙）、高校で91.0%（平均2.8紙）であり、各学校で新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていない。
- 厳しい財政状況の中でも、学校司書を配置する学校は近年増加しており、その必要性が強く認識されている。【小学校47.9%→59.3%、中学校47.6%→57.3%（平成24年→28年）】

必 要 性

- 学校図書館の図書については、社会の変化や学問の進展を踏まえた児童生徒にとって正しい情報に触れる環境の整備の観点から、図書標準の達成に加え、適切な図書の更新が必要である。
- 平成27年6月の公職選挙法等の改正による、選挙権年齢の18歳以上への引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、発達段階に応じた、学校図書館への新聞の複数紙配備が必要である。
- 平成26年6月の学校図書館法の改正により、学校図書館の運営の改善・向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとされ、学校司書の学校図書館への配置拡充が必要である。

- **学校図書館の図書整備のための継続的な措置が必要。**
- **学校図書館への発達段階に応じた新聞の複数紙配備が必要。**
- **学校司書の配置拡充と5か年計画への位置づけが必要。**

学校図書館図書整備等5か年計画

＜財政規模＞5か年計約2,350億円
(単年度：470億円)

平成29年度からの5年間で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図る。

①学校図書館図書の整備

＜財政規模＞ 5か年計約1,100億円 (単年度：約220億円)

(内訳) 増加冊数分： 約325億円 (単年度：約65億円)
更新冊数分： 約775億円 (単年度：約155億円)

②学校図書館への新聞配備

＜財政規模＞ 5か年計 約150億円 (単年度：約30億円)

(内訳) 小学校等(1紙)、中学校等(2紙)：約100億円(単年度：約20億円)
高等学校等(4紙)：約50億円(単年度：約10億円)【新規】

③学校司書の配置(新たに5か年計画に位置づけ)

＜財政規模＞ 5か年計約1,100億円 (単年度：約220億円)

(内訳) 小・中学校に学校司書をおおむね1.5校に1名程度配置することが可能な規模を措置